

報告第7号

繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

令和元年度琴浦町以西財産区特別会計における翌年度繰越明許費の繰越額  
について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項  
の規定により報告する。

令和2年6月9日 提出

琴浦町長 小松弘明

## 令和元年度琴浦町以西財産区特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
1. 財産区管理費	1. 管理会費	帽子取第2処分場造成予定地立木伐採・搬出事業	4,532,000	4,532,000					4,532,000	
合計			4,532,000	4,532,000					4,532,000	